

寄附金控除のお知らせ

当法人への寄附金は、公益目的事業を支援する為に支出された「特定公益増進法人への寄附金」として取り扱われ、下記の通り税制上の優遇措置(寄附金控除)の対象となります。

(当法人は税額控除適用団体の認定を受けていないため「税額控除」は選択できません。)

□税制上の優遇措置

(1)個人の場合

I. 所得税の控除

個人が当財団に対して 2,000 円を超える寄附を行った場合、「寄附金額-2,000 円」を所得から控除することができます。

他の特定公益増進法人に対する寄附金も含まれますが、上限は寄附者の総所得金額の 40% 相当額です。

II. 住民税の控除

一部の地域の方は住民税の控除も受けられます。詳細は住所地の都道府県、市区町村にお尋ねください。

(2)会社の場合

法人税の別枠の損金算入が受けられます。

通常の寄附金の損金算入限度額①とあわせて別枠で算出した限度額②が損金に算入されます。

$$\textcircled{1} (\text{資本金額等} \times \text{当期月数} / 12 \times 2.5 / 1,000 + \text{所得の金額} \times 2.5 / 1,000) \times 1/4$$

$$\textcircled{2} (\text{資本金額等} \times \text{当期月数} / 12 \times 3.75 / 1,000 + \text{所得の金額} \times 6.25 / 1,000) \times 1/2$$

※住民税・事業税は上記の取り扱いを受けて計算されます。

□適用を受けるための手続き

- (1) 寄附をした翌年の3月15日までに、下記添付書類を添えて管轄の税務署へ確定申告をしてください。
- (2) 確定申告が必要でない給与所得者又は年金所得者で、個人住民税の寄附金控除の適用のみを受けようとする場合も、1月1日現在お住まいの市区町村へ、下記添付書類を添えて申告してください。

【添付書類】

1. 当法人が発行した領収書又は寄附金受領証明書
 2. 内閣総理大臣による公益認定書の写し
- ※1・2ともに、随時発行させていただきます。

(監修：松野税理士事務所)

問い合わせ先

公益財団法人 小堀遠州顕彰会

TEL 03-3260-3551 FAX 03-3260-3510 Email info@enshuryu.com HP <http://kenshokai.enshuryu.com/>